

## 「個人年金の贈与による準備」

公的年金の支給年齢繰り下げと年金基金の存廃問題等セカンドライフにおける年金をめぐっては、国側は逃げ腰という対応が続いており、個人としては私的に準備をしておく方がベターという状況です。相続においても一旦基礎控除の引き下げは見送られておりますが、近い将来その引き下げ議論が再燃することは財政上必至の状況ですので、この二つを組み合わせることで対応することが出来ればベストと言えるでしょう。つまり年金保険契約と贈与を組み合わせるということです。

### ① 推定被相続人A様が高齢の場合（概ね80歳超）

その方の推定相続人B様に保険料相当分を贈与し、B様がB様自身の年金保険に加入し資産形成を行う。これによりA様の財産は減少し、B様の財産が増え、相続税上もメリットとなります。デメリットとしては相続対策に時間がかかり、また、A様死亡後はB様が自分で年金保険料を支払っていく必要があるということです。

### ② 推定被相続人A様が80歳以下の場合

A様を被保険者とし、B様が契約者・受取人となり、その保険料分をA様からB様へ贈与することで、A様死亡時にはB様は一時所得として保険金を受け取り、所得が高くなければ一時所得の1/2効果が大きいものと思われれます。デメリットとしては、①同様相続対策に時間がかかるということです。

その他メリット・デメリットがありますので専門家にご相談ください。資金的に余裕のある場合は5年程度の短期払を活用すれば、相続対策も短期間で実施することが可能です。ただ、3年以内の贈与財産は相続財産として課税されますのでその点をご容赦下さい。また、贈与手続きについても、きちんに行わないと贈与と認められませんので注意が必要です。お手伝いについては弊社でも行えますので、お気軽にご相談ください。